



神奈川県新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金(第12弾)

申請の手引き

第12弾



■申請受付期間

< 電子申請 >

令和3年8月11日(水)(予定)~10月15日(金)

< 郵送申請 >

令和3年8月11日(水)~10月15日(金)(当日消印有効、締切厳守)

※申請受付期間を超えた場合、受付できませんので、あらかじめご承知おきください。

■神奈川県ホームページ (電子申請もこちらから)

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾)について」

神奈川 協力金 第12弾

検索



県では電子申請を推奨しています

かんたん&便利な電子申請→

詳しくはP13へ

協力金 (第12弾) 概要

神奈川県は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗に対して、時短営業等を要請しました。

対象となる店舗を運営し、時短営業又は休業にご協力いただいた事業者の皆様に対して、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾)」を交付します。

目次

1. 協力金(第12弾)にかかる要請内容等は？	P 1
2. どんな店舗が対象なの？	P 2
3. 協力金交付額は？	P 3
4. 交付額の計算方法は？	P 4
5. 申請書はどう書くの？(下限額申請書)	P 5
6. 必要な提出書類は？	P10
7. どのように申請するの？	P13
8. よくあるお問合せ	P14

1. 協力金(第12弾)にかかる要請内容等は？

	まん延防止等重点措置区域	その他区域
対象期間	令和3年6月21日(月曜)から7月11日(日曜)まで	
対象地域	横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗 ※通常の営業時間が下記要請内容の時間内の店舗は対象外	
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの時短営業 ・酒類提供は11時から19時まで ・カラオケ設備提供の終日停止 ※飲食を主たる業とする店舗に限る	<ul style="list-style-type: none"> ・5時から21時までの時短営業 ・酒類提供は11時から20時まで ・カラオケ設備提供の終日停止 ※飲食を主たる業とする店舗に限る
酒類提供の要件	<<酒類提供の要件>> (1)客の滞在時間は90分以内に制限・管理 (2)入店人数は1グループ当たり4人以内、又は同居家族に限る (3)感染防止対策基本4項目の遵守 1.アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、又は利用者の適切な距離の確保 2.手指の消毒設備の設置 3.入店者へのマスク飲食の周知、及び正当な理由なくマスク飲食等の感染防止対策措置を講じない者の入店の禁止 4.施設の換気 (注)上記(1)及び(2)は、酒類を提供するグループ(単独客でも1グループとみなす)に限る	

2. どんな店舗が対象なの？

交付要件(共通事項)

1. 県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、営業の実態があり、当該許可の有効期限が令和3年7月11日以降である
 2. カラオケ設備の提供を終日停止した(飲食を主たる業とする店舗に限る)
 3. 県の「マスク飲食実施店認証書」「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示している(休業した店舗は除く)
 4. 「マスク飲食」を推奨している(休業した店舗は除く)
 5. 時短営業開始日から令和3年7月11日までの間、連続して時短営業又は休業した
 6. 時短営業の案内(酒類の提供時間等含む)を店先などに掲示した
- ※「暴力団等に該当しない」等の誓約事項がありますので、申請書をご確認ください。

交付要件(「まん延防止等重点措置区域」にある店舗)

- ・通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗が、令和3年6月21日から7月11日までの期間、5時から20時までの時短営業(酒類の提供は11時から19時まで(下記「酒類提供の要件」をご覧ください))又は休業した

交付要件(「その他区域」にある店舗)

- ・通常21時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗が、令和3年6月21日から7月11日までの期間、5時から21時までの時短営業(酒類の提供は11時から20時まで(下記「酒類提供の要件」をご覧ください))又は休業した

酒類提供の要件(共通事項) <<New>>

酒類提供は、下記の要件を満たした店舗に限ります。

- (1)客の滞在時間は90分以内に制限・管理
- (2)入店人数は1グループ当たり4人以内、又は同居家族に限る
- (3)感染防止対策基本4項目の遵守
 - 1.アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、又は利用者の適切な距離の確保
 - 2.手指の消毒設備の設置
 - 3.入店者へのマスク飲食の周知、及び正当な理由なくマスク飲食等の感染防止対策措置を講じない者の入店の禁止
 - 4.施設の換気

(注)上記(1)及び(2)は、酒類を提供するグループ(単独客でも1グループとみなす)に限る

※これらの要件については、申請の際に確認する提出書類があります。詳しくは11ページをご確認ください。

3. 協力金交付額は？

1日当たりの協力金交付額

※大企業以外は【売上高方式】又は【売上高減少額方式】のいずれかの計算方法を選択できます。
 ※「1日当たりの売上高」は、原則として申請する店舗の飲食部門のみとなります。

まん延防止等重点措置区域・・・表a

【売上高方式】 大企業は選択不可	令和元年又は令和2年の時短要請月(6月、7月)の1日当たりの売上高		
	7.5万円以下	7.5万円超～25万円以下	25万円超
	3万円	上記売上高×0.4	10万円
【売上高減少額方式】	令和元年又は令和2年の時短要請月(6月、7月)からの1日当たりの売上高減少額×0.4(上限20万円)		

その他区域・・・表b

【売上高方式】 大企業は選択不可	令和元年又は令和2年の時短要請月(6月、7月)の1日当たりの売上高		
	8.3333万円以下	8.3333万円超～25万円以下	25万円超
	2.5万円	上記売上高×0.3	7.5万円
【売上高減少額方式】	令和元年又は令和2年の時短要請月(6月、7月)からの1日当たりの売上高減少額×0.4 (上限20万円又は令和元年若しくは令和2年の時短要請月(6月、7月)の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額)		

交付額の計算方法

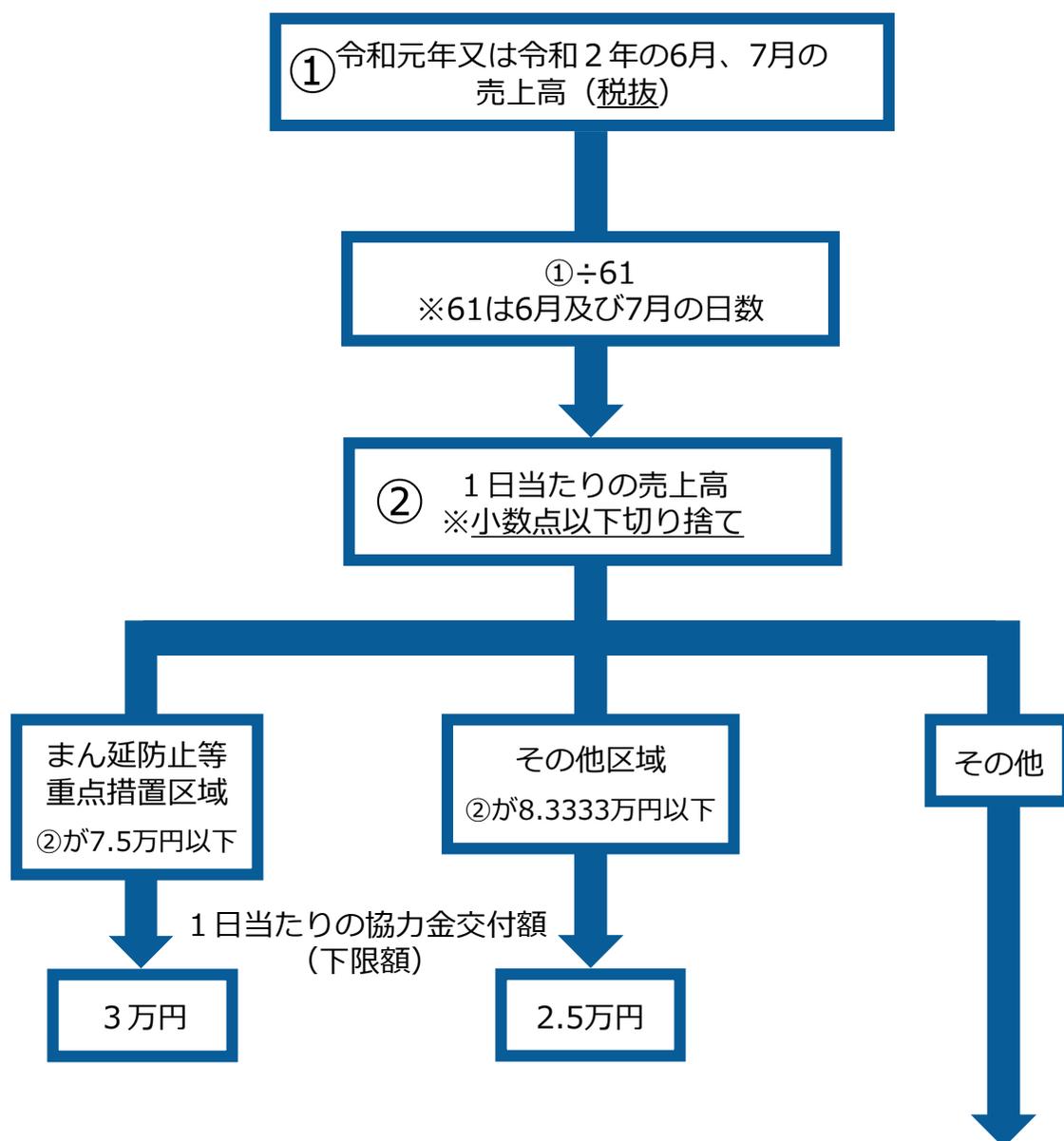
6月21日(月)から7月11日(日)までの全期間、上記表a又はbの計算方法で算出した「1日当たりの協力金交付額」×「時短営業又は休業した日数」

時短営業した日数とは

- ：時短営業(休業を含む)した日 ×：時短営業しなかった日
- ☆：定休日等(定休日又は通常の営業時間が20時(その他区域にある店舗は21時)より前に終了する日)
- ※・時短営業開始日の前や時短営業中に定休日等(☆)がある場合、時短営業した日とみなします。ただし、**交付対象期間中に時短営業した日が1日も含まれない場合、定休日等は時短営業した日となりません。**
- ・時短営業しなかった日がある場合、それまでの期間は対象外となります。

日 No	6/21	22	23	24	25	7/7	8	9	10	11	交付対象期間	交付対象日数	考え方
1	☆	○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	6/21～7/11	21日	時短営業を開始した日から 令和3年7月11日 まで連続して時短営業した期間が対象です。時短営業中に、定休日又は通常の営業時間が20時(その他区域にある店舗は21時)より前に終了する日があっても対象です。
2	×	×	☆	○	○	○	○	☆	○	○	6/23～7/11	19日	
3	☆	☆	☆	○	○	○	○	×	○	○	7/11	1日	時短営業しなかった時点で、それまでの期間は対象外です。
4	☆	○	○	○	○	○	○	×	☆	○	なし	なし	
5	☆	○	○	○	○	○	○	○	×	○	なし	なし	
6	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	なし	なし	

4. 交付額の計算方法は？（売上高方式計算フロー図）



「売上高方式」で上記②が下限額を超える場合、若しくは「売上高減少額方式」により申請される場合は、県ホームページをご確認ください。
 ※県ホームページでは、上記①及び対象期間における時短営業開始日を入力するだけで、協力金交付申請額を自動的に算出する「交付申請額算定シート（Excel）」を掲載していますので、ご活用ください（「売上高減少額方式」にも対応しています）。

大企業（飲食業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円超の会社かつ常時使用する従業員の数が50人超の会社）は、「売上高方式」を選択できませんので、「売上高減少額方式」で申請してください。

※大企業の区分の詳細は、県ホームページの「よくあるお問い合わせ」をご確認ください。

5. 申請書はどう書くの？(下限額申請書)

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾) 交付申請書 記入例①(共通)

※下記申請書記入例は、まん延防止等重点措置区域用の用紙です。

① まん延防止等重点措置区域用
(店舗所在地が横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市)

この申請書は、まん延防止等重点措置区域で、令和元年又は令和2年の6月及び7月の1日当たりの売上高が7.5万円以下(協力金の額が1日当たり3万円の下限額)の店舗の場合専用で、大企業は使用できません。
上記以外の店舗は、電子申請を御利用いただくか、申請書を神奈川県ホームページからダウンロードして、申請してください。詳細はA-4ページをご覧ください。

様式1 (第5条関係 郵送用)

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾) 交付申請書

② 令和3年8月11日

神奈川県知事 殿

神奈川県からの営業時間の短縮要請に基づき、時間短縮営業等を実施したので、誓約事項に相違ないことを確認し、これに誓約の上、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾)を次のとおり申請します。

1 申請事業者の情報

法人の方	
本店所在地	〒 231-8588 神奈川県横浜市 中区日本大通1
法人名	株式会社神奈川県庁
代表者職名	代表取締役
代表者氏名	神奈川 太郎
③ 法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

個人事業主の方	
自宅住所	〒 市・区 町・村
フリガナ	
氏名	
④ 生年月日	西暦 年 月 日

A-1 ページ

① 店舗の該当区域の確認

該当する区域の申請書であるか確認してください。

② 申請日

申請書の作成日を記入してください。

③ 法人番号

法人の場合は13桁の法人番号を記入してください。

④ 生年月日

西暦で記入してください。

※画像はサンプルのため、実際の申請書をご確認の上、申請してください。

営業許可証に記載のある営業者が、全店舗について一括して申請してください。

※この様式は、「売上高方式」かつ「下限額(3万円又は2.5万円)」で申請する方専用です。それ以外の方は、県ホームページから様式をダウンロードしていただくか、「電子申請」をご利用ください。

5. 申請書はどう書くの？(下限額申請書)

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾) 交付申請書 記入例②(共通)

5 日中連絡先

日中連絡が 取れる方	フリガナ	カナ	ジヨ	電話番号	123-456-7890
	氏名	関内 次郎			

2 申請金額

6 時間短縮営業等を実施した神奈川県内の全店舗数	1 店舗 ※ 申請事業者の時間短縮営業等を実施した店舗を全て記入してください。全店舗の提出書類が揃った後に記入してください。
7 交付申請額	63 万円 ※ 各店舗における「4 時間短縮営業等を実施した店舗の情報」の「当該店舗の交付申請額」の合計額を記入してください。また、千円の単位がある場合には小数点を用いて記入してください。(例：47万5千円の場合は47.5万円)

3 口座振込依頼

8 神奈川県から支払われる「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾)」は下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	県庁	銀行 信金・信組 農協	金融機関コード	1	2	3	4		
支店名	関内	本店 支店	支店コード	1	2	3			
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人 カタカナ (※)	*通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの カ) カナガワケンチョウ								

※ 口座は、法人の場合は「1 申請事業者の情報」に記入した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義のものを指定してください。

A-2 ページ

5 日中連絡先

日中連絡が取れる方の情報を記入してください。

6 時短営業等の実施店舗数

要請に協力し時短営業等を実施した神奈川県内の全店舗数を記入してください。

7 交付申請額

時短営業等を実施した神奈川県内の全店舗の交付申請額を合算した額を記入してください。

8 口座振込依頼

○振込先
・通帳等に記載されているとおり正確に記入してください。
・口座名義人は、法人の場合は申請する法人名義、個人事業主の場合は申請者本人の名義に限ります。

○金融機関名等
・金融機関コードはお持ちの通帳又は各金融機関のホームページ等でご確認ください。
・ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

○口座名義人
・通帳等の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカナ口座名義人をそのまま転記してください。

県では電子申請を推奨しています

電子申請の場合、店舗ごとの協力金交付申請額が自動計算されるため申請がかたんです。また、申請から交付までの時間が短く、マイページから審査状況を確認できるため、便利です。

5. 申請書はどう書くの？(下限額申請書)

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾) 交付申請書 記入例③ (区域別の店舗情報)(表面)

※下記申請書記入例は、まん延防止等重点措置区域用の用紙です。

4 時間短縮営業等を実施した店舗の情報
<まん延防止等重点措置区域用>
 (店舗所在地が横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市)

9【 1 店舗目 】

2店舗以上申請する場合は、必ず店舗分の枚数をコピーしてから記入してください。

店舗名称	居酒屋 カナガワ
10 営業許可年月日	平成・令和 元 年 5 月 15 日 ※飲食店又は喫茶店営業許可証の許可年月日を記入してください。
営業許可の有効期限	平成・令和 6 年 5 月 31 日 ※飲食店又は喫茶店営業許可証の「許可の有効期間」の末日を記入してください。
営業許可番号	[横浜市] 横浜市 〇〇 指令第 123 号 [川崎市] 川崎市指令 第 号 [上記以外] 第 号
店舗所在地	〒231 - 8588 神奈川県 横浜市中区日本大通1
11 要請期間中の酒類提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 酒類を提供した <input type="checkbox"/> 酒類を提供しなかった

A-3 ページ

9 該当店舗の記入 (1)

時短営業等を実施した神奈川県内の全店舗のうち何店舗目の情報かを記入してください。

10 営業許可証の情報

営業許可年月日、営業許可の有効期限、営業許可番号、店舗所在地を記入してください。

11 酒類提供の有無

要請期間中に酒類を提供したかどうか、チェック(✓)を記入してください。

※用紙は区域別に分かれていますので、ご注意ください(用紙により、1日当たりの交付申請額(下限額)が異なります)。

※対象地域は 1ページをご確認ください。

※2店舗以上申請する場合は、必ず該当する区域の申請書について、店舗分の枚数をコピーしてから記入してください。

5. 申請書はどう書くの？(下限額申請書)

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾) 交付申請書 記入例④ (区域別の店舗情報)(裏面)

※下記申請書記入例は、まん延防止等重点措置区域用の用紙です。

(前ページからのつづき) **12【 1 店舗目 】**

13	時間短縮営業等 実施期間	令和3年 6 月 21 日 から 令和3年7月11日まで (21日間) ※ 時間短縮営業等の開始日(6月21日以降)を記入してください。
	取組内容	通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていましたが、県からの要請に基づき、上記の実施期間は、営業時間を5時から20時(酒類の提供は、11時から19時)に短縮又は休業しました。 酒類提供は、下記の要件を満たして提供時間を11時から19時に短縮又は酒類提供を行いませんでした。 (1) 客の滞在時間は90分以内に制限・管理 (2) 入店人数は1グループ当たり4人以内、又は同居家族に限る (3) 感染防止対策基本4項目の遵守 1. アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、又は利用者の適切な距離の確保 2. 手指の消毒設備の設置 3. 入店者へのマスク飲食の周知、及び正当な理由なくマスク飲食等の感染防止対策措置を講じない者の入店の禁止 4. 施設の換気 (1)及び(2)は、酒類を提供するグループ(単独客でも1グループとみなす)に限る
14	当該店舗の 交付申請額	63 万円 = (3 万円/日 × 21 日間) (最大63万円)

この用紙は、まん延防止等重点措置区域専用(店舗所在地が横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市)で、大企業は使用できません。
上記以外の店舗の申請については、以下の神奈川県ホームページより、該当する用紙をダウンロードしていただくか、電子申請を御利用ください。



【1日当たりの協力金交付額】太枠の協力金を申請される方のみ、この用紙を使用できます。

	令和元年又は令和2年の時短要請月(6月、7月)の1日当たりの売上高(※)		
【売上高方式】 大企業は選択不可	7.5万円以下(下限額)	7.5万円超~25万円以下	25万円超
	3万円	上記売上高×0.4	10万円
【売上高減少額方式】	令和元年又は令和2年の時短要請月(6月、7月)からの1日当たりの売上高減少額×0.4 (上限20万円)		

(※) 1日当たりの売上高: 6月、7月の売上高÷61日です。

A-4 ページ

12 当該店舗の記入(2)

表面(申請書A-3ページ又はB-3ページ)で記入した数字と同じ数字を記入してください。

13 時短営業等実施期間

時短営業開始日と時短営業日数を記入してください。

※時短営業を開始した日及び時短営業した日数については、P3の表「時短営業した日数とは」をご参照ください。

14 当該店舗の交付申請額

「下限額」(区域により3万円又は2.5万円)×「時短営業した日数」の額を記入してください。

※ 時短営業した店舗の情報(2店舗目以降)

同じ区域に対象店舗が2店舗以上ある場合、申請書の該当ページを適宜コピー(両面)して記入してください。

※用紙の表と裏が、必ず同一店舗の情報となるようにしてください。

※県政情報センター、各地域県政情報コーナー、市役所(区役所)又は町村役場の窓口等で配架している様式は、「売上高方式」の下限額(3万円又は2.5万円)の申請書です。下限額を超える申請又は「売上高減少額方式」により申請される方は、県ホームページから様式をダウンロードしていただくか、「電子申請」をご利用ください。

5. 申請書はどう書くの？(下限額申請書)

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾) 交付申請書 記入例⑤(共通)

6 提出書類チェック表

以下の書類がそろっているか前認の上、□ にチェック (✓) を入れ、**申請書とともに提出**してください。

郵送申請受付期間：令和3年8月11日(水) から令和3年10月15日(金) (当日消印有効)

※申請受付期間終了後の受付はできません。

これまでの協力金の申請の有無にかかわらず、すべての書類の提出が必要です。

15 ① 申請事業者として提出する書類

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾)交付申請書(様式1)

本人確認書面の写し(*個人事業主の場合のみ)

(例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カードのコピー など

※マイナンバーはマスキング(黒塗り)してください。

「口座振込依頼」に記入した振込先の通帳等の写し

※預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分

提出書類チェック表(本紙)

② 店舗ごとに必要な提出書類

飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し ※申請者各義の許可証の写し

対象店舗において「**時短営業の案内**」※1及び「**通常の営業時間**」※2を掲示したことがわかるもの

※1 「実施期間」、「時短営業期間中の営業時間(商標の提示時間等含む)又は休業していること」及び「店舗名」を一般に広く公開している案内を店先や店内に掲示したことがわかる写真

※2 「時短営業の案内」に通常の営業時間の記入がない場合は、通常の営業時間がわかる写真等(看板やメニューの写真、店舗のホームページの画面を印刷したもの)を追加してください。

県の「マスク飲食実施店認証書」、「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるとわかるステッカー」を掲示したことがわかる写真等 ※全期休業する場合は不要です。

③ 酒類提供の要件に係る確認書類(酒類を提供する店舗のみ)

「客の滞在時間は90分以内」、「入店人数は1グループ当たり4人以内、又は同居家族に限る」ことを掲示した写真

県の「マスク飲食実施店認証書」、感染防止対策基本4項目を含む「感染防止対策取組書」、又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるとわかるステッカー」に加えて感染防止対策基本4項目を遵守していることがわかるものいずれかを掲示した写真

「感染防止対策項目チェックリスト」の写し

◆神奈川県協力金(第12弾)申請書送付先
〒550-8798
大阪西郵便局 郵便私書箱 第62号
神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾)事務局 宛
※申請書類は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

◆神奈川県協力金(第12弾)コールセンター
・まん延防止等重点措置区域 ☎ 045-522-2431
・その他区域 ☎ 045-330-4892
<受付時間> 月～金(祝日除く) 9時～17時

県では、アクリル板等の無償貸出をしています。下記の神奈川県ウェブサイトをご覧ください。

URL: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/musyyou_kashidashi.html

A-6 ページ

15 提出書類チェック表

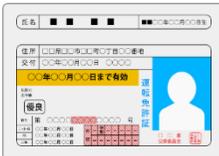
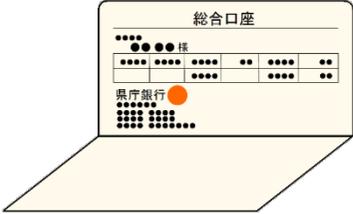
申請書類の提出前に、該当するすべての書類が揃っているか確認の上、チェック(✓)を記入してください。

※誓約事項、提出書類チェック表も忘れずに提出してください。

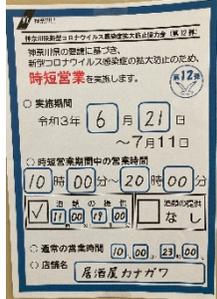
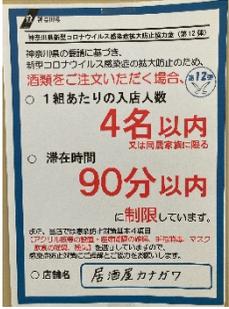
6. 必要な提出書類は？

提出書類一覧

- ・郵送申請の場合は、これまでの協力金の申請の有無にかかわらず、**1~7の全ての書類の提出が必要です**(2は個人事業主のみ、7は酒類を提供する店舗のみ)。
- ・電子申請では、第3弾、第6弾~第11弾のいずれかの電子申請で協力金が既に交付されている場合は、2「本人確認書面の写し」及び3「振込先の通帳等の写し」を省略できます。
- ・4~7は、店舗ごとの提出が必要です。
- ・8、9は、「売上高方式」で下限額申請以外の店舗又は「売上高減少額方式」で申請する店舗において店舗ごとの提出が必要です(詳細は各項目をご確認ください)。
※電子申請の場合は、8の提出は不要です。

1	<p>交付申請書 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾) 交付申請書</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">手引き5~9ページ ※下限額申請書の記入例です。</p>
2	<p>本人確認書面の写し 個人事業主の場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、保険証等の写し(住所等が裏面記載の場合は裏面を含む) ・マイナンバーカードの写しの場合は表面のみ提出してください。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
3	<p>振込先の通帳等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人(フリガナ)」がわかること ・預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き ・インターネットバンキングの場合、上記の情報がわかるサイトのページ <div style="text-align: right;">  </div>
4	<p>営業許可証の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し(申請者名義であるものに限ります。) <div style="text-align: right;">  </div>

6. 必要な提出書類は？

<p>5</p>	<p>「時短営業の案内」及び「通常の営業時間」を掲示したことがわかるもの</p> <p>協力金第12弾ホームページに掲載のひな型又は同じ内容の案内を、店先や店内に掲示した写真を提出してください。</p> <p>「時短営業の案内」とは、「実施期間」、「時短営業期間中の営業時間(酒類の提供時間等含む)又は休業していること」及び「店舗名」が記されているものをいいます。</p>  <p>▲時短営業の案内(例)</p>
<p>6</p>	<p>「通常の営業時間」がわかる写真など</p> <p>「時短営業の案内」に通常の営業時間の記載がある場合は提出不要です。</p> <p>例)看板やメニューの写真、ホームページの画面を印刷したもの ※ いずれも店舗の名称が明記されたものがが必要です。</p>  
<p>7</p>	<p>県の「マスク飲食実施店認証書」「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示したことがわかる写真など(休業した店舗を除く)</p> <p>原則として、店先や店内に掲示した写真を提出してください。</p>   <p>▲県の「マスク飲食実施店認証書」 ▲県の「感染防止対策取組書」</p>
<p>7</p>	<p>《酒類提供の要件》に係る確認書類(酒類を提供する店舗のみ)</p> <p>次の3点を確認します(詳しくは県ホームページをご確認ください)。</p> <p>ア 「客の滞在時間は90分以内」「入店人数は1グループ当たり4人以内、又は同居家族に限る」ことを掲示した写真</p> <p>イ 次のいずれかを掲示した写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マスク飲食実施店認証書」 ・感染防止対策基本4項目を含む「感染防止対策取組書」 ・市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」(加えて感染防止対策基本4項目を遵守していることがわかるもの) <p>ウ 「感染防止対策項目チェックリスト」の写し</p>  <p>▲人数・時間制限貼紙(例) (酒類を提供する店舗のみ)</p>

6. 必要な提出書類は？

- 8、9の提出書類については、次のいずれかに当てはまる店舗のみ提出が必要です。
- ・「売上高方式」で申請する店舗で下限額を超える申請をする場合(令和元年又は令和2年の6月、7月の「1日当たりの売上高」が、まん延防止等重点措置区域で7.5万円、その他区域で8.3333万円を超える場合)
 - ・「売上高減少額方式」で申請する場合
- ※「売上高方式」で申請する店舗で、「1日当たりの協力金交付申請額」が下限額(3万円又は2.5万円)の店舗は提出不要です。

8	<p>交付申請額算定シート</p> <p>様式は県ホームページからダウンロードしてください。 ※電子申請では、申請画面上で該当する項目を入力するため、Excelファイルでの提出は不要です。</p>
9	<p>売上高及び売上高減少額等を確認できるもの (詳しくは県ホームページをご確認ください)</p> <p>○確定申告書類の写し ※協力金交付申請額算定に使用した年(令和元年又は令和2年)の売上高(6月、7月)の期間が含まれている必要があります。</p> <p>【法人の場合】※收受日付印が押印又はe-Taxの受信通知(メール詳細)を添付 ・法人税確定申告書第一表の控え(1枚) ・法人事業概況説明書の控え(2枚(両面))</p> <p>【個人事業主の場合】※收受日付印が押印又はe-Taxの受信通知(メール詳細)を添付 ・確定申告書第一表の控え(1枚) ・所得税青色申告決算書の控え(2枚)又は収支内訳書の控え(2枚)</p> <p>○売上帳等の写し</p> <p>・令和元年又は令和2年の6月、7月の店舗ごとの売上帳等の写し (申請する店舗の飲食部門の該当月の売上高がわかるもの)</p> <p>※上記「確定申告書類の写し」に申請する店舗の令和元年又は令和2年の6月、7月の飲食部門の売上高が明示(申請書に記載した売上高と一致)されている場合は、提出不要です。</p> <p>【売上高減少額方式を選択した場合のみ】 ・令和3年の6月、7月の店舗ごとの売上帳等の写し</p> <p>※上記の売上を証する書類(レジの日計表・会計伝票など)を5年間保存してください。 (審査時又は事後に確認することがあります。)</p> <p>○飲食部門売上高報告書 ※売上帳等の写しを提出しない場合は提出不要です。</p>

7. どのように申請するの？

申請方法

(1) 電子申請

神奈川県ホームページより、電子申請フォームへ進んでください。

神奈川 協力金 第12弾

検索



■ 電子申請のメリット

申請から交付までの期間が短い

提出書類のやりとりがWEB上で完結するため、郵送申請に比べて振込までの期間を短縮できます。

協力金交付申請額が自動計算で算出できる

時短営業開始日と令和元年又は令和2年の売上高(協力金交付申請額の計算方法によっては令和3年の売上高)を入力するだけで協力金交付申請額が自動計算されるため、計算間違いの心配がなく、申請がかんたんです。

提出書類を一部省略できる

第3弾、第6弾～第11弾のいずれかの電子申請で協力金が既に交付されている場合は、「本人確認書面の写し」及び「振込先の通帳等の写し」を省略できます。また、今回、初めて電子申請される方も、今後の電子申請で上記提出書類を省略できます。

いつでも申請状況を確認できる

マイページにログインすると、申請状況を好きな時に確認できます。

マイページ上で提出・修正などを完結できる

郵送にかかる費用を節約できるほか、万一提出内容に不備や不足があった場合、マイページ上で修正することで再提出が可能です。

(2) 郵送申請

< 申請書類の入手方法 >

- ① 上記ホームページからダウンロード
 - ② 県政情報センター、各地域県政情報コーナー(各県民センター及び各地域県政総合センター内)、市役所(区役所)又は町村役場の窓口
- ※窓口等で配架している申請書は、下限額(3万円又は2.5万円)申請用の様式です。
 その他で申請する方は、県ホームページから申請書をダウンロードしてください。

申請時、全ての申請書類が揃っていることをご確認ください。

< 郵送先 >

〒550-8798

大阪西郵便局 郵便私書箱 第62号

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾)

事務局 宛

※申請書類は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※協力金第12弾専用の郵送先です。

※他の弾の書類は同封しないようご注意ください。

申請内容が適正と認められた場合は、指定の口座に協力金を振り込みます。

下限額で不備のない申請については、8月下旬から交付開始予定です。

交付となった場合は、通知しません。

不交付となった場合にのみ、申請者に通知します。

協力金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付済みの協力金について**返還**を求めます。併せて、**交付した協力金と同額の違約金の支払いを請求**する場合があります。

交付

通知

注意事項

8. よくあるお問合せ

Q1 店舗を新たにオープンしたばかりで、前年の売上がありませんが、協力金の対象となりますか。

A1 交付要件を全て満たしていれば協力金の対象となります。なお、令和元年6月2日以降に開店した店舗は、1日当たりの売上高を算定する際の特例があります。詳しくは県ホームページをご確認ください。

Q2 1日当たりの売上高は、定休日を除いて計算するのですか。

A2 定休日は除かずに計算してください。6月及び7月の1日当たりの売上高を計算する場合は、61日間で割ってください。

Q3 売上高は税込みですか税抜きですか。

A3 税抜きになります。確定申告書類を税込みで作成している場合は、税抜きの金額を売上高として申請していただく必要があります。詳しくは県ホームページをご確認ください。

Q4 店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者(委託先)が協力金を申請することはできますか？

A4 この協力金の申請者は、営業許可を受けた方としています。営業委託を受けている方(委託先)が申請することはできません。

Q5 一般(公益)社団法人、一般(公益)財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、事業協同組合、学校法人、権利能力なき社団は協力金の対象となりますか。また、大企業か大企業以外のどちらに該当しますか。

A5 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している店舗を運営するなど、全ての交付要件を満たしていれば、協力金の対象となります。大企業かの判定は、常時使用する従業員の数で判定します(例えば、主たる事業がサービス業の場合、100人超の場合は大企業に該当)。

Q6 協力金額の算出に当たり、県内に複数店舗を有している場合、店舗ごとに売上高方式と売上高減少額方式を選択することができますか。

A6 大企業以外の場合、店舗ごとに売上高方式と売上高減少額方式を選択することが可能です。

Q7 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している店舗は、営業の形態や名称に関わらず、協力金の対象となりますか？

A7 飲食店に限らず、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している場合には、全ての交付要件を満たしていれば、協力金の対象となります。ただし、テイクアウト専門店、デリバリー専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニ、自動販売機コーナー、宿泊を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・マンガ喫茶、キッチンカー、ホテルや旅館の宿泊者が専用で利用する客室は、時短営業要請の対象外のため、協力金の対象となりません。

要
請
内
容

対
象
店
舗

協
力
金
交
付
額

計
算
方
法

申
請
書
記
入
例

提
出
書
類

申
請
方
法

よ
く
あ
る
お
問
合
せ



問合せ先

神奈川県協力金(第12弾)コールセンター

・まん延防止等重点措置区域

☎045-522-2431

・その他区域

☎045-330-4892

<受付時間> 月～金(祝日除く)9時～17時

※協力金(第12弾)は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業です。